

## 認可外保育施設指導監督基準による改善を要する事項一覧

### 《一覧の見方》

(例)「認可外保育施設一覧」の「改善を要する事項」で「2-(1)」と記載されていた場合  
「2. 保育室等の構造設備及び面積」の(1)に該当します。

#### 1. 保育に従事する者の数及び資格

(1) 主たる開所時間において保育に従事している者の数が以下の基準を満たしていない。

- ・乳児3人につき1人以上
- ・1・2歳児6人につき1人以上
- ・3歳児20人につき1人以上
- ・4歳児以上30人につき1人以上

これを基に年齢別の必要保育従事者数を小数点1桁(2桁以下切り捨て)目まで算出し、その合計の端数を四捨五入した数の保育従事者を確保していない。

(2) 保育に従事する者が常時複数配置されていない。

主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除く。

(3) 有資格者(保育士又は看護師)の数が保育従事者の必要数の3分の1以上いない。

(4) 保育士でない者を保育士、保母、保父等これに紛らわしい名称で使用している。

#### 2. 保育室等の構造設備及び面積

(1) 保育室の面積が乳幼児1人あたり1.65㎡以上確保されていない。

(2) 調理室が保育室と区画等がされていない。

(3) 調理室が衛生的でない。

(4) おおむね1歳未満児とその他の児童の保育を実施する場所が区画されていない。

(5) 採光又は換気が確保されていない。

(6) 乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。

(7) 便所が衛生的でない。

(8) 便所が保育室及び調理室と区画されていない。

(9) 便器の数がおおむね幼児20人に1つ以上ない。

#### 3. 非常災害に対する措置

(1) 消火用具がない。又は有効期限が過ぎている。

(2) 消火用具の設置場所や使用方法についての周知が図られていない。

(3) 非常口が避難に有効な位置に設置されていない。

(4) 30人以上の施設であって消防計画の作成、届出がされていない。

(5) 30人以上の施設であって防火管理者の選任、届出がされていない。

(6) 避難消火等の訓練が毎月定期的に行われていない。

#### 4. 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- ( 1 ) 保育室が 2 階にある場合に必要構造や設備になっていない。
- ( 2 ) 保育室が 3 階にある場合に必要構造や設備になっていない。
- ( 3 ) 保育室が 4 階以上にある場合に必要構造や設備になっていない。

## 5 . 保育内容

- ( 1 ) デイリープログラム等が作成されていない。
- ( 2 ) 乳幼児の身体の清潔が保たれていない。
- ( 3 ) 屋外遊戯や外気浴の機会が適切に確保されていない。
- ( 4 ) 乳幼児との関わりが少ない放任的な保育になっている。
- ( 5 ) 適切な遊具、保育用品が備えられていない。又は遊具の管理に問題がある。
- ( 6 ) 研修会に参加するなど、保育従事者の質の向上に努めていない。
- ( 7 ) 乳幼児に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めたりすることがないなど、乳幼児の人権に十分な配慮がなされていない。
- ( 8 ) 入所乳幼児について虐待等の不適切な養育が疑われる場合に、市や児童相談所等の機関と連携する等の体制がとられていない。
- ( 9 ) 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡していない。
- ( 10 ) 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう、保護者の緊急連絡表が整備されていない。
- ( 11 ) 保護者や利用希望者から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合に、保育室の見学が行えるよう適切な対応がされていない。

## 6 . 給食

- ( 1 ) 調理室、調理、配膳、食器等が適切に衛生管理されていない。
- ( 2 ) 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容でない。
- ( 3 ) 栄養所要量、乳幼児の嗜好を踏まえた変化のある献立により、一定期間の献立表を作成していない。又はこの献立に基づき調理がされていない。

## 7 . 健康管理・安全確保

- ( 1 ) 登園、降園の際に児童の健康状態等の十分な観察、連絡が行われていない。
- ( 2 ) 身長、体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的実施していない。
- ( 3 ) 乳幼児の健康状態の確認のため、入所児の健康診断はなるべく入所決定前に実施し、未実施の場合は入所後直ちに行っていない。
- ( 4 ) 乳幼児の健康診断を 1 年に 2 回実施されていない。
- ( 5 ) 入所後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知がなされていない。
- ( 6 ) 職員の健康診断を採用時及び 1 年に 1 回実施していない。
- ( 7 ) 調理に携わる職員の月 1 回の検便が実施されていない。又は実施回数が不足している。
- ( 8 ) 最低必要な医薬品、医療品がない。
- ( 9 ) 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及びかかっていると疑われる乳幼児について、か

かりつけ医の指示に従うよう保護者に指示していない。

- (10) 感染症にかかった後の再登園の判断をもっぱら保護者に委ねている。
- (11) 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどを共有している。
- (12) 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していない。
- (13) 乳幼児突然死症候群の予防配慮が不足している。
- (14) 保育室で喫煙している。
- (15) 乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施していない。
- (16) 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っていない。
- (17) 不審者の立入防止等の対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備していない。

## 8. 利用者への情報提供

- (1) 提供するサービス内容等の掲示がされていない又は掲示事項に不備がある。
- (2) 利用者との契約時に契約内容等を記載した書面を交付していない又は書面事項に不備がある。
- (3) 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切な説明が行われていない。
- (4) 職員に関する書類等が整備されていない。
- (5) 在籍乳幼児に関する書類等が整備されていない。